

薩摩川内市私立保育所等給付費申請システム導入業務仕様書

1 業務の概要・目的

(1) 業務の名称

薩摩川内市私立保育所等給付費申請システム導入業務

(2) 目的

施設型給付費等の各種事務について、以下の機能を備えるシステムを導入することで、本市及び教育・保育施設の給付費等請求業務の効率化と負担軽減、業務品質向上並びに各種データの一元管理を図ることを目的とする。

ア 施設、施設の職員、利用児童の情報の根拠に基づく施設型給付費等の計算及び請求書作成

イ 職員配置等に基づく加算申請及び交付申請

ウ 処遇改善等加算に係る加算率認定申請及び実績報告

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、システムの試行開始は令和8年1月中を予定

3 納入場所

薩摩川内市保健福祉部子育て支援課及び市内44施設

4 業務内容

(1) システムの導入に係る業務

ア 詳細要件のヒアリング

イ 業務フローの整理及び改善提案

ウ カスタマイズ部分の設計、開発、テスト

エ アカウント作成

オ 初期データの登録（施設情報、職員情報、園児情報等）補助

(2) システムの運用・保守

ア システム稼働監視

イ 各種セキュリティ対策

(3) システムに関する操作マニュアルの提供及び更新

(4) システムの操作手順に関する研修の実施（本市及び施設向け）

(5) 本市及び施設からの電話・メール等による問い合わせの対応

5 対象施設

別紙1のとおり

6 システム要件

(1) 基本要件

- ア 本市が使用するにあたっては、LGWAN環境からWebブラウザで使用でき、施設が使用するにあたっては、インターネット環境からWebブラウザで使用できること。
- イ 定期的なバージョンアップ（機能拡張）を図るため、LGWAN-ASPサービスの形態で提供すること。
- ウ 市単独補助の単価や加算条件の変更時に、パラメータの設定で対応できるなど、カスタマイズを必要最小限に抑えたシステム設計となっていること。
- エ 導入したシステムは、運用開始後15か月は受注者のサポート継続が保証されること。
- オ 受託者は、システム並びに成果物が第三者の著作権、特許権、知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとし、侵害している懸念がある場合については、事前に本市に報告すること。
- カ 国が進めている保育業務のワンスオンリーの実現に向けた施設管理プラットフォームの整備に関しては、システム及びネットワークとも運用保守業務内で対応可能なこと。

(2) 機能要件

- ア 別紙2「機能要件一覧」に記載された機能を提供できること。
- イ システムの稼働率を99.9%以上確保すること。
- ウ サーバー障害等によるデータ消去及び破壊のリスクを低減するため、サーバー、記憶装置等を冗長化する機能を設けること。
- エ システムへの負荷を考慮し、最適なバックアップの方法及び頻度が設定されていること。その際、バックアップ処理によりシステムの機能要件を損なうことのないようにすること。
- オ バックアップデータは、業務上の必要性を加味し、最低限14世代（日次）取得できるよう構築すること。

(3) セキュリティ要件

- ア インターネット側から直接データベースサーバーにアクセスできない構成とすること。
- イ コンピュータウイルス等の悪意あるプログラムの侵入を防止するため、アンチウイルスソフトウェアを活用する等の対策を講じること

- ウ サイバー攻撃や改ざんに備え、システム監視やセキュリティホール対策を適切に講じること。
- エ 個人情報を取り扱う保守作業については、入室制限がされたセキュリティルームを設置のうえ、防犯カメラによる保守エリア内の常時録画を行うこと。
- オ 通信及び蓄積データに対して暗号化を行う機能を設けること。また、一部の画面通信についてはL G W A N側・インターネット側ともにT L S 1. 2を実装し、通信経路上の暗号化を行うこと。
- カ ファイアウォール等による不正アクセス対策を講じること。
- キ L G W A N - A S P環境内に無害化サーバーを設置し、ファイルの無害化を行うこと。
- ク システムへのログイン時は、I D及びパスワードの認証だけでなく、端末認証も行うこと。
- ケ 法人アカウント及び施設ごとのアカウントを作成できること。法人アカウントは、自法人が運営する施設の情報に関する登録・修正・閲覧・出力が可能であること。施設ごとのアカウントは、自施設のみの情報に関する登録・修正・閲覧・出力が可能であること。
- コ ユーザーの登録、更新、停止、削除が可能であること。

(4) 動作環境

以下の環境で動作すること。

種別	動作環境
OS	Windows 11以降
メモリ	8GB以上
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> ・Google Chrome ・Microsoft Edge ※ 順次最新バージョンに対応すること。

7 システム導入

(1) 全般的事項

- ア 既存の業務フローをヒアリングし、システム化する範囲を整理して最適なシステム運用フローを提案すること。
- イ カスタマイズが必要な機能については、制度に則った正しい業務が可能となるよう要件定義を行うこと。

ウ 契約後は速やかに初回ミーティングを実施すること。同ミーティングでは、運用開始までの詳細スケジュール及び初期設定内容を提案すること。

エ 初期データの登録においては、所定のフォーマットを準備すること。
なお、本市や施設職員が入力する際に、入力漏れや入力誤りがないよう工夫すること。

オ 運用開始にあたり、本市で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

ア 操作研修までに本市及び施設職員向けの操作マニュアルを作成し、提出すること。

イ 操作マニュアルは、ICT知識のない者でも理解できるよう、専門用語を極力用いず、画面キャプチャを用いた分かりやすいものとする。

ウ 内容に修正や変更が生じた場合は、随時改定を行うこと。

また、本市や施設職員の問い合わせ内容も適宜反映させること。

(3) 操作研修

ア 研修内容及びスケジュールは、本市と協議のうえ策定すること。

イ 本市や施設職員を対象とし、操作方法の習得を目的とした研修を本市の指定する場所で実施すること。また、オンラインでの参加も可能とするよう配慮すること。

ウ 研修に必要な環境は受託者が準備すること。

エ 実施場所、実施方法、実施回数等の詳細については、協議のうえ決定するものとする。

8 運用保守

(1) 稼働時間

システムの稼働は24時間365日とする。

ただし、メンテナンス等のためにシステム停止が必要となる場合は、システム上で事前に通知を行うこと。

(2) ヘルプデスク

ア 本市及び施設職員からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクを設置すること。

イ ヘルプデスクへの問い合わせは、年末年始を除く平日午前9時から午後6時まで受け付けること。

なお、受付内容への一次回答は翌営業日までとする。

ウ 電子メールによる問い合わせにも対応することとし、24時間受け付けること。なお、受付内容への一次回答は翌営業日までとする。

(3) 障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

イ 障害が発生した場合には速やかに本市へ報告し、早期復旧を図ること。

ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを保存し、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(4) システム保守

ア 機能改善等のバージョンアップがある場合は、事前に通知したうえで行うこと。

イ OSやWebブラウザのバージョンアップに適宜対応すること。

ウ 定期的にシステムのメンテナンスを行うこと。

エ 各バージョンアップ、メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

オ 公定価格や制度等に変更がある場合は、システムの更新作業を行い、制度変更に対応すること。

実装期間については、単価更新など軽微なものは単価確定から3か月以内とし、それ以上の開発負荷が発生する場合は別途対応方針や期間を協議のうえ決定するものとする。

(5) アクセス監視

アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合には速やかに本市に報告し、必要に応じてアクセスログを開示すること。

9 秘密の保持

本業務の実施にあたり知り得た情報については、本業務の遂行のみに利用することとし、情報の流用、部外者への漏洩は一切禁ずるものとする。

なお、受託者は自己の親会社及び子会社等の関連会社及び委託先に対し、本業務を実施する上で合理的な範囲内において秘密情報等を開示することができる。

ただし、秘密情報等を開示する場合は、受託者が本市に対して負うのと同等の守秘義務を課し、当該開示先による漏洩についても受託者が責任を負うものとする。

10 個人情報保護・情報セキュリティ対策

個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏洩することがないように厳重に管理し、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「薩摩川内市個人情報保護法施行条例」のほか、発注者が定める情報セキュリティのポリシー、対策基準等を遵守すること。

11 契約不適合責任

本システムの運用開始日から起算して1年以内に、本契約との不適合が判明した場合は、本市と協議のうえ、無償で、迅速かつ誠実に修正等の作業を実施すること。

なお、この場合、不適合部分のみ修正することとし、修正のためにユーザーインターフェース及び操作内容を変更する必要が発生した場合には、事前に本市に報告すること。

12 権利帰属

本システムに関する知的財産権（本システムそのものの知的財産権のほか、本システムに関連して受託者が委託者に対して提供する操作マニュアル、研修資料等も含まれる。なお、これらに限られるものではない。）は、本システムのユーザが登録したデータ等の知的財産権を除き、全て受託者又は正当な権利者に帰属するものであり、本契約の締結又は本システムの利用の許諾によっても、本市又は本システムのユーザに移転するものではなく、本システム以外に利用等することを許諾するものでもない。

13 再委託

受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

14 損害賠償

本契約の履行に関し、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその損害を補償すること。

15 事故等の報告

受託者に起因する、個人情報漏洩、紛失、盗難、誤送信等の事故や本業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故が発生し、又はそれらの疑い、若しくはおそれがあったときは、その事故の帰責の如何に関わらず、受託者は直ちにその旨を本市に報告し、速やかに応急措置をし、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出すること。

16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。